

## 第1回議会報告会 建設常任委員会報告

建設常任委員会の内容についてご報告申し上げます。当委員会に付託されました案件につきましては、「議会からこんにちは」の12ページから13ページの「審議された案件等と結果一覧」をご覧くださいと思います。この中の、議案第26号から議案第30号まで、議案第32号、議案第35号から議案第36号まで、議案第42号、議案第43号の10議案でありました。審議の結果、全議案が全員異議なく原案のとおり可とすることに決定しました。

本日は、その中で議案第26号、議案第27号、議案第30号につきまして、議案の内容及び質疑の概要等を報告させていただきたいと思います。

まず、「議案第26号 佐野市農業集落排水処理施設条例の改正について」であります。内容は農業集落排水事業並木地区を公共下水道に統合するため、処理施設の名称等の関係部分を削除するという条例改正でした。

委員より「並木地区以外の統合の見通しはどうなっているのか」との質疑に対し、当局より、「農業集落排水は平成27年度に接続工事を実施した並木地区以外に3地区有ります。飯田地区は平成28年度に実施するという<sup>いいた</sup>ことで予算に計上しています。また、佐

野西部地区は平成32年度位までに実施する予定、常盤地区は10年以内の統合を検討して行きたいと思います。」との答弁がありました。

委員より、「並木地区の水処理センターは、何年稼働し施設の解体等最終的な処理はいつごろになるのか」との質疑に対し、当局より「平成6年に共用した施設で21年経ちます。跡地利用ですが、農林水産省と協議を勧め、地元を活かした施設利用ということで、地元の方と協議を重ね「防災備蓄倉庫」として利用することになりました。28年度でも処理場の改築工事の予算を計上しています。」との答弁がありました。

ほかに幾つかの質疑がありましたが、質疑を終結し、討論もなく採決の結果、原案のとおり可とすることに決定いたしました。

次に、「議案第27号 佐野市都市計画法第34条第11号に規定する開発行為の許可の基準に関する条例の改正について」であります。内容は、自己用住宅の建築に関する開発行為の許可基準を緩和するという条例改正でした。

委員より「市街化調整区域でも建築確認が下りるとということか」との質疑に対し、当局より「その通りです。開発区域が4メートルの幅員の道路に接することとなっていたものを、自己用の住宅に限り4メートル未満の道路であっても、建築を認めるという条例改正

です。」との答弁がありました。

ほかに幾つかの質疑がありましたが、質疑を終結し、討論もなく採決の結果、原案のとおり可とすることに決定いたしました。

次に、「議案第30号 佐野市水道事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の改正について」であります。内容は、地方公務員法及び佐野市職員の給与に関する条例の改正に伴い、水道局職員の住居手当と勤勉手当の支給基準を改めるという条例改正でした。住居手当については、「単身赴任手当を支給されている職員で、配偶者が居住するための住宅を借り受け、家賃を払っているもの、又はこのものとの権衡上必要があると認められるもの」との項目が、新たに追加されました。

また、勤勉手当については、業務成績に応じて支給していたものを、人事評価の結果及び勤務の状況に応じて支給する条例改正でした。

委員より「勤務の状況に応じてとあり、新たな人事評価が入ってきたが、従来との違いは」との質疑に対し、当局より「今までは勤務成績ということで総合的に判断して行っており、地方公務員法が改正になり、人事評価というものが入りまして、人事評価の結果と勤務状況に応じて支給するという改正をするものであります。」との答弁がありました。

ほかに幾つかの質疑がありましたが、質疑を終結し、討論もなく採決の結果、原案のとおり可とすることに決定いたしました。

当委員会に付託されました10議案は、最終日の本会議におきまして、全て全会一致で原案どおり可決いたしました。

以上をもちまして、建設常任委員会の報告とさせていただきます。